（要件逸脱時の改善計画）

第二百二十二条　第二百十七条の承認を受けた内部格付手法採用最終指定親会社は、前条第三号に掲げる事由が生じた場合には、速やかに、当該事由を改善するための計画について金融庁長官の承認を受けなければならない。

2　前項の承認を受けた内部格付手法採用最終指定親会社は、前項の計画の完了について金融庁長官の承認を受けるまでの間は、内部モデル手法に代えて簡易手法を用いて株式等エクスポージャーの信用リスク・アセットの額を算出しなければならない。

（承認の取消し）

第二百二十三条　金融庁長官は、次の各号のいずれかの事由が生じた場合において、内部格付手法採用最終指定親会社が内部モデル手法を用いて株式等エクスポージャーの信用リスク・アセットの額を算出することが不適当と判断したときは、当該内部格付手法採用最終指定親会社の第二百十七条の承認を取り消すことができる。

一　第二百十九条第二項に規定するリスクの定量化に関する基準、同条第三項に規定する内部統制に関する基準又は同条第四項に規定する検証に関する基準のいずれかを満たさない事由が生じたとき。

二　第二百二十条第一項の書類を作成しなかった場合又は整備しなかった場合

第五章　証券化エクスポージャーの取扱い

第一節　総則

（証券化エクスポージャーの信用リスク・アセット）

第二百二十四条　第三章及び前章の規定にかかわらず、証券化エクスポージャーの信用リスク・アセットの計算は、この章に定めるところによる。

（証券化エクスポージャーの控除項目）

第二百二十五条　次に掲げるものは、控除項目とする。ただし、証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額は除く。

一　自己資本控除とされる証券化エクスポージャー

二　信用補完機能を持つI／Oストリップス

2　前項各号に掲げる項目について個別貸倒引当金が設けられている場合は、当該項目について自己資本控除とされる額から当該個別貸倒引当金の額を差し引くことができる。

（原資産の信用リスク・アセット）

第二百二十六条　最終指定親会社等は、資産譲渡型証券化取引のオリジネーターである場合であって、次に掲げる条件のいずれかを満たさないときは、原資産に係る信用リスク・アセットの額を算出しなければならない。

一　原資産に係る主要な信用リスクが第三者に移転されていること。

二　当該最終指定親会社等が原資産に対して有効な支配権を有しておらず、最終指定親会社等の倒産手続等においても当該最終指定親会社等又は当該最終指定親会社等の債権者の支配権が及ばないように、原資産が法的に当該最終指定親会社等から隔離されており、かつ、かかる状態について適切な弁護士等（弁護士法（昭和二十四年法律第二百五号）の規定による弁護士及び外国弁護士による法律事務の取扱いに関する特別措置法（昭和六十一年法律第六十六号）第二条第二号に定める外国弁護士を総称していう。）による意見書を具備していること。この場合において、次のイ又はロの要件を満たすときは、有効な支配権を有しているものとみなす。

イ　当該最終指定親会社等が譲受人に対して当該原資産の買戻権を有していること。ただし、買戻権の行使が第六号イからハまでに掲げる条件のすべてを満たすクリーンアップ・コールである場合は、この限りでない。

ロ　当該最終指定親会社等が当該原資産に係る信用リスクを負担していること。ただし、前号に反しない限度での劣後部分の保有は妨げられない。

三　当該証券化取引における証券化エクスポージャーに係る投資家の権利は、原資産の譲渡人である当該最終指定親会社等に対する請求権を含むものでないこと。

四　原資産の譲受人が証券化目的導管体であって、かつ、当該証券化目的導管体の出資持分を有する者が、当該出資持分について任意に質権を設定し、又は譲渡する権利を有すること。

五　原資産の譲渡契約において次のイからハまでに掲げる条項のいずれかが含まれるものでないこと。

イ　原資産の平均的な信用力の向上を目的として、当該最終指定親会社等が証券化エクスポージャーの裏付資産を構成する資産を交換するよう義務付ける条項。ただし、原資産を独立した無関係の第三者に対して市場価額で売却することを妨げない。

ロ　譲渡日以降に当該最終指定親会社等による最劣後部分や信用補完の追加的な引受けを認める条項

ハ　証券化エクスポージャーの裏付資産の信用力の劣化に応じて投資家、第三者たる信用補完提供者その他の当該最終指定親会社等以外の者に対する利益の支払を増加させる条項

六　当該証券化取引にクリーンアップ・コールが含まれる場合は、当該クリーンアップ・コールが次のイからハまでに掲げる条件のすべてを満たすものであること。

イ　クリーンアップ・コールの行使は、当該最終指定親会社等の裁量にのみ依存すること。

ロ　クリーンアップ・コールが、投資家に損失が移転することを妨げる目的又は当該投資家の保有する証券化エクスポージャーに対して信用補完を提供する目的で組成されたものでないこと。

ハ　クリーンアップ・コールの行使は、原資産又はオリジネーター以外のものが保有する未償還の証券化エクスポージャーの残高が当初の残高の十パーセント以下となった場合に限られること。

七　契約外の信用補完等を提供していないこと。

2　第三章第六節の規定は、前項第六号若しくは第七号又は次に掲げる条件のいずれかを満たさない場合を除き、合成型証券化取引における原資産に対する信用リスクの削減について準用する。この場合において、第九十条第一号中「エクスポージャー」とあるのは「原資産を構成するエクスポージャーのうち最も残存期間が長いもの」と、第九十八条第二号中「関連会社等を含む。」とあるのは「関連会社等を含み、証券化目的導管体を除く。」と読み替えるものとする。

一　原資産に係る主要な信用リスクが第三者に移転されていること。

二　原資産の信用リスクの移転に係る契約において次のイからホまでに掲げる条項又はこれに類する移転される信用リスクの量を制限するその他の条項を含まないこと。

イ　信用事由が生じた場合でも保証、担保権又はプロテクションの支払が実行されないと見込まれる水準に下限を設定する条項、若しくは原資産を構成するエクスポージャーの信用力の低下に伴い信用補完の提供が終了する条項又はこれらに類する信用リスクの移転を重大な程度に制限するその他の条項

ロ　原資産を構成するエクスポージャーの平均的な信用力の向上を目的として、最終指定親会社等が原資産を構成する資産を交換するよう義務付ける条項

ハ　原資産を構成するエクスポージャーの信用力の低下に伴い信用補完の対価が上昇する条項